

<参考訳>

Insurance Accounting Newsletter March

グローバル GAAP の確立に向けて

IASB と FASB が 2 月に保険契約にかかる新会計基準の審議を開始

背景

保険契約に係る国際財務報告基準(IFRS4)は、すでに長い間議論されているものの、完成までの道のりは長いといえます。それでもなお、2月末に開催されたIASBとFASBの会議は、保険契約に係る新会計基準(IASBとFASBの保険に係る会計基準を一体化したものであり、グローバルGAAP第一弾)策定に向けた新しい第一歩でした。このニュースレターを通して、新会計要件策定状況とIASBとFASBの両審議会における議論の進展状況に対するDeloitteの見解を配信する予定であり、今回はその第一号となります。

IASB 保険契約プロジェクトフェーズ I での検討の成果として、2004 年 3 月に現 IFRS4 号「保険契約」が公表されていますが、その後のフェーズ II では、ディスカッションペーパーを通し、IFRS4 の包括的改訂に対する暫定的見解を公開しています。

ディスカッションペーパーで、IASB は保険会計に現在出口価値アプローチを適用するべきであると意見表明しています。このディスカッションペーパーに対し、160 通以上のコメントや意見が寄せられ、IASB はそれらのコメント・意見を一年掛けて分析しました。

FASB も保険会計に係る US GAAP の根本的変更を検討しており、2008 年 10 月、IASB の保険会計プロジェクトの終結に寄与すべく同プロジェクトに参加しました。

IASB、FASB 両審議会は、2 月 18 日と 25 日にそれぞれ同じ議題について検討する審議会を開催しました。2009 年は多くの集中審議が予定されており、今年の 12 月に公開草案を公表する予定となっています。5 ヶ月の協議期間が設定され、現時点のスケジュールでは 2011 年 5 月には、全く同一か実質的に同一の基準が、IFRS 及び US GAAP から公表される予定です。Deloitte では、新基準の適用開始日は早くとも 2013 年 1 月 1 日であると予想しています。

2009 年 2 月の IASB と FASB 会議の成果

2 月に開催された両審議会の主要議題は、保険契約の会計処理に係る新しい幾つかのアプローチの一つを選択する際の方向性でした。審議会では、以下の項目に対する意見が求められました。

- 新会計基準は、保険負債の測定にあたり、現在出口価格（CEP : Current Exit Price）と現在履行価値（CFV : Current Fulfilment Value）のどちらを使用して開発されるべきか
- 会計上の利益は、保険契約販売時または契約開始日に認識可能か否か

IASB のメンバーは、測定方法の選択において明確に意見の一致を見ているわけではありません。6 人が CFV アプローチを支持したのに対し、5 人は 2007 年のディスカッションペーパーで示された CEP アプローチを支持しました。3 人は現段階では判断しかねており、新会計基準に関するその他の重要事項についての議論を継続しています。

一方、大多数の FASB メンバー（5 人中 4 人）は、FAS157「公正価値測定（Fair Value Measurement）」で示されている公正価値測定アプローチと同等ではないものの類似する概念である CEP の使用ではなく、CFV アプローチを探求すべきであるという立場を取りました。

両審議会は、保険契約の販売時に会計上の利益を認識することは認めず、保険負債の初期測定値は保険料に合わせて較正する（即ち初日差額を保険負債の一部とすることにより、結果として初日差額の利益計上はしない）ことに合意しました。これらの決定は、保険者には新契約費が発生していない、との仮定（注）に基づくものですが、将来開催される審議会で再度議論され改訂されることになってます。

（注）この仮定は議論をシンプルにするためのものと考えられます。即ち、CEP は、残存保険債務を第三者に移転するための金額を反映するものですが、譲受人（市場参加者）は、リスク・マージン及びサービスマージンは要求するとしても、過去の契約獲得活動に対する対価は勘案しないと思われることから、新契約費は、CEP 算定の基本要素にはなりません。一方、CFV は、保険者が保険契約を履行する際に発生する将来のキャッシュ・フローの期待現在価値とされています。従って、CFV を算定する際も、過去の契約獲得活動に対するマージンは、残存義務（remaining obligations）の履行とは関係せず、本来は保険債務の計算には関係のないものと考えられます。しかし、回払契約等を想定する場合には、新契約費について何らかの調整をしない限り、保険者に初日損失が発生する可能性もあり、この点についての検討は将来の議論に委ねられています。

上記の基本的な 2 つの課題に加え、審議会は、新会計基準に使用される測定アプローチは以下 4 つの要件を有すべきかを検討しています。

1. 財務変数の見積もりは、可能な限り観測可能な市場価格と整合的であるべきか
2. 期待キャッシュフロー（確率加重 : probability weighted）の明示的な現在見積もり値を使用し、報告すべきか

3. 全の場合に割引計算を適用すべきか
4. 明示的マージンを含めるべきか

FASB は、CFV アプローチを選好しつつ上記の要件について議論しましたが、CFV は、US GAAP では定義されていない測定アプローチであるため、この審議会ではボードメンバーは、確固たる結論に達しませんでした。そのような状況であるにもかかわらず、CFV アプローチは保険者に対し、保険契約から生ずるキャッシュフローに影響を与える変数の全てが、市場整合的であることを求めるものではないことに合意しています。

測定方法の選択に関して合意に至るのは難しいため、IASB は、CEP と CFV の両方に適用できるという理由から、アプローチの特性と当該アプローチが持つべき要件に焦点をあてて議論を行い、新 IFRS は上記属性と要件の全てを含むべきであるということで暫定的に合意しました。

財務変数の市場整合的見積もり

IASB は、CEP と CFV の両アプローチにおいて、市場価格から直接的に観察可能な変数の見積もりを使用すべきであることに同意しました。観測可能な市場価格から設定されるべき主要な財務インプットは、割引計算で使用される割引率であり、これは観察可能な市場金利を基礎とします。今後の会議の中で、両審議会は割引率の属性（例えば、割引率は、該当する保険契約のキャッシュフローの通貨と契約期間に合わせた市場金利を勘案して設定されるといったもの）について議論する予定です。

また IASB は、市場整合要件は市場価格のみに適用され、全ての市場参加者が入手可能なその他の情報にまで及ばないことも明らかにしています。

たとえば、保険リスクに関連するキャッシュフローを見積もる際、保険者は公開されている生命表とともに、保険者の保有する有効契約のポートフォリオ固有の他の情報（例えば、特定の契約ポートフォリオの保険引受と保険金支払実績）を勘案する必要があります。

保険契約債務に関わる費用（例えば、保険金支払事務費（claim handling expenses）、または保険契約管理費（policy administration expenses））の見積もりに際して採用すべきアプローチに関しては、IASB の意見はわかれています。メンバーの多くは、全ての市場参加者に共有されない当該保険者固有の効率性や非効率性の影響を排除するために、保険者は将来支出の見積もりを調整すべきとしたディスカッションペーパーのアプローチを支持しました。CFV アプローチを支持する IASB メンバーは、将来実績が把握された時点で、事後的に戻入されるかもしれない利益または損失を保険契約締結の時点で認識することになるという理由で、将来発生するコストの見積もりの際に当該企業固有の効率性と非効率性

を排除することには反対しています。

何人かの IASB メンバーは、市場参加者は将来の費用/コストの見積もりに際し、幾つかのケースで、保険者固有の見積もり (entity's own assumption) を用いる傾向があり、CFV と CEP が異なる起因となると思われる市場整合性のための調整が要求されるのは、少数のケースに限定されると考えています。

期待キャッシュフローの明示的な現在見積もりと割引計算

将来キャッシュフローについては、現時点の明示的で不偏的な、加重確率された (probability weighted) キャッシュフローの見積もりを用いるという要件の導入に関しては強い意見の一致を見えています。この決定は、財務予測 (financial projection) に確率加重アプローチを適用していない保険者 (事業) には大きなインパクトがあると思われます。また、財務報告目的に利用されて来たであろう、保険料決定のためのキャッシュフロー及び見積もりが組み込まれている保険システムにも影響があると考えられます。

IASB は、現在の見積もり (current estimate) は、将来を見据えたものであり、それは保険料算定時または契約開始日に設定された見通しではなく、保険契約に係る現時点及び将来における見通しを使用したものになるであろうことで合意しています。

現時点の見積もりに含まれるすべてのキャッシュフローについて割引計算の適用を要求することについては、満場一致で可決されました。IASB は、損害保険の保険債務 (non-life claims liabilities) について、割引計算およびマージンが勘案されていない現時点の見積もりの使用の可能性について議論していますが、新 IFRS 開発においてこれらの選択肢を考慮しないことを暫定的に決定しました。

前述の通り、IASB は割引率を選ぶ際に考慮すべき属性についてはこれまでのところ議論していません。具体的な属性について以下が挙げられます：

- キャッシュフローの通貨と期間
- 流動性
- 信用特性 (契約レベルにおけるもの。契約者保護制度が存在する個人市場における保険契約より、団体保険商品 (wholesale products) に関係する)
- 資産を裏付けとする特定の負債の特性 (例えば負債キャッシュフローが、裏付けとなる資産の価値にリンクする保険契約)

明示的マージンの報告

新 IFRS では、明示的マージンの報告を求める暫定的な決定により、まだ特定の判断はされていないものの、5つのアプローチが挙げられ、議論されました。さらに、測定方法に関し

て合意に至らなかったことで、今後も IASB のスタッフは提案された全てのアプローチをあげつつ、今後の IASB 会議に向けて資料を作成し続けることとなります。加えて、特定の短期契約/保険金精算期間の短い保険契約に係るの未経過期間に対する負債に適用される未経過保険料アプローチについても今後の会議で議論される必要があります。

明示的マージンの算定にあたり、考えられる 5 つのアプローチ：

1. 2007 年発行のディスカッションペーパーで提案された現在出口価格（CEP）
2. 上記 CEP に、会計上の初日利益(Day one profit)の認識の禁止を加味したもの
3. リスク負担のコストを反映するリスクマージンを含む現在履行価値（CFV）
4. 契約開始時に保険料に合わせて較正された別個の追加マージンを上記 3. に加味したもの
5. 契約開始時に保険料に合わせて較正された単一のマージンを含む CFV

結論

今後公表される予定の公開草案の基礎となる方法論は、IASB と FASB 両方の要求を包含するものである必要があります。さらに、各メンバー間の測定方法に対する意見の違いを克服し、多くの複雑な課題に対する共通の基盤を確立することが必要となります。

3 月 22、23 日に、ロンドンで今年初の IASB と FASB の合同会議が開催されます。（3 月以降、7 月 23、24 日、10 月 26、27 日に合同ミーティングを開催予定）。今回の会議では、合同プロジェクトの作業の棚卸の最初の機会となります。特に、保険のプロジェクトに関してはそれぞれの進捗状況について議論し、保険についての初のグローバル GAAP 策定にむけて積み残しているその他の課題について検討する場となります。私どもはニュースレターを通し、これら会議での議論内容について情報を提供する予定です。

Deloitte では、保険会計に関するより詳細な情報を配信しています。

- IASB のディスカッションペーパーの概要（2007 年 6 月）
- 保険者（特に US GAAP 適用会社）に IFRS が与えるインパクトについての考察（2008 年 9 月）
- IFRS と Solvency II の類似点と相違点に関する記事（2008 年 12 月）
- 生損害保険会社に対する IFRS のディスクロージャー要件の説明（2009 年 2 月）

添付資料

IASB と FASB のスタッフは、5 つの測定モデルの相違点と類似点を比較表の形で準備しています（2009 年 2 月の会議の補足資料(observer notes を参照下さい）。

- (a) ディスカッションペーパー『保険契約の予備的見解』で提案された現在出口価格（CEP）

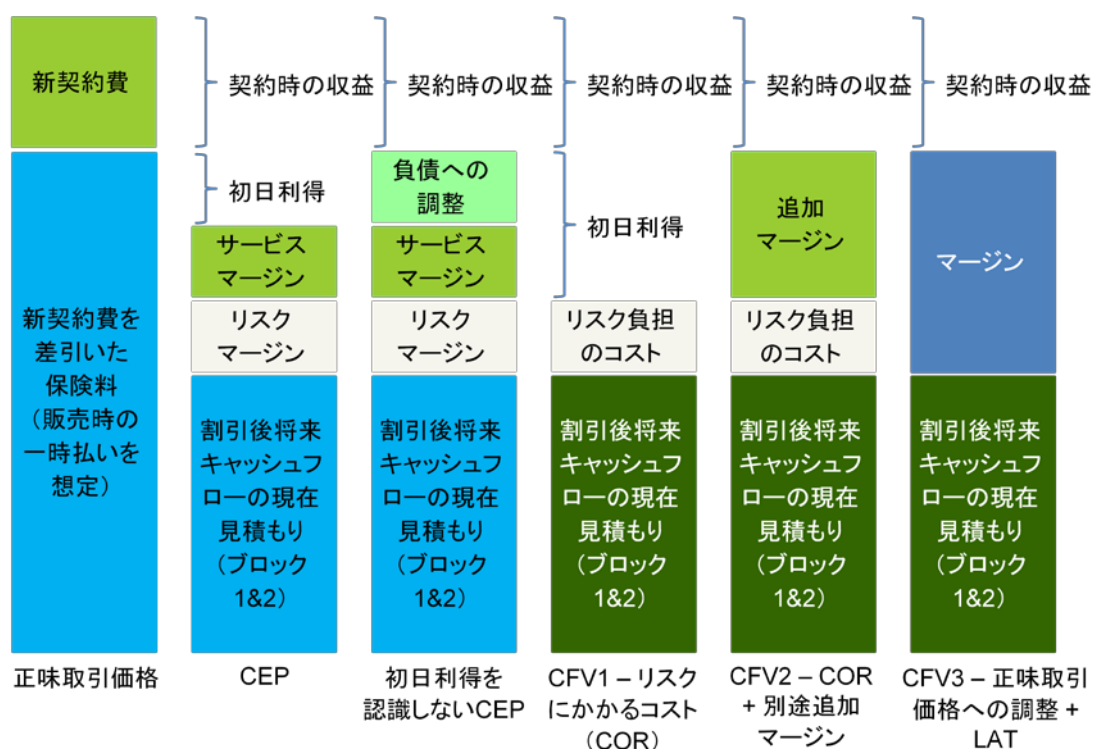
- (b) リスク負担のコストを反映するリスクマージンを含む現在履行価値 (CFV1)
- (c) 契約開始時に保険料に合わせて較正され別個の追加マージンを上記 CFV1 に加味したもの (CFV2)
- (d) 契約開始時に保険料に合わせて較正された単一のマージンを含む CFV (CFV3) (上記 CFV2 と類似しているが、認識されるマージンは単一の概括的なマージン (composite margin) であり、2 つの別個のマージンではない)
- (e) 未経過保険料 (短期契約の未経過期間に対する負債に対する未経過保険料のみ)

これら 5 つのオプションに加え、プラスの初日差額 (positive day one difference) を損益計算書を通じて認識することを禁止する出口概念に配慮した CEP モデルの検討が、スタッフにより提案されました。このモデルにおいて、保険者は、プラスの初日差額を保険契約の負債に対する明示的な個別の調整項目として取り扱うことが求められます。IASB と FASB のスタッフは、調整が必要な理由として、「信頼性と誤謬リスクに対する懸念」を挙げています。

両審議会において、未経過保険料手法は、限定的な使用に留まること及びこの手法は、両審議会が最終的に選定するモデルの近似値としての性格を有するに過ぎないという点は審議会を通じて明確でした。従って、以下、この添付資料では未経過保険料アプローチについての説明は省略します。

下記の図では、2 つの CEP モデルと 3 つの CFV モデルが、一時払保険契約の保険料と比較してどのようになるかを示しています。さらに、この図では、保険契約を締結するために発生する新契約費をカバーするためプラスの初日差額を損益計算書で認識することを許容するかどうかについての判断も示しています。

このトピックについてははまだ両審議会で議論されていないものの、IASB と FASB スタッフによって両審議会提出された資料には提示されています。



- ブロック1は将来キャッシュフローの現在見積もり。ブロック2は貨幣の時間的価値を反映し割り引いたもの。ブロック1とブロック2の合計が現時点で見積もられる割引後の将来キャッシュフローとなる。
- CFVアプローチでは、市場価格から観測出来ない変数の見積もりにあたっては、保険者の固有の仮定が用いられる。この点はCEPアプローチでは異なっているため、図では「割引後将来キャッシュフローの現在見積もり」の色を変えている。IASBのミーティングにおいて、多くのケースにおいて、変数についての市場整合的視点と企業固有の視点は同じものとなるであろうことが認識されている。しかし、効率性/非効率性についての調整は、効率的なまたは非効率的な保険者の見積りを市場参加者の見積りに合わせる必要がある場合に求められると思われる。
- 図では、リスク負担のコストをリスクマージンよりのも低いものとして示している。IASBとFASBのスタッフは、この対応が事実を反映したものであるか否かについて明確にはしていない。今後、このエリアに対する更なる研究の結果、2つのコンセプト即ち、リスク負担のコストとリスクマージンは実質的に同一であると認められる可能性がある。IASBとFASBのスタッフは、CEPモデルにおけるリスクマージンを、「リスク負担に対して市場参加者が要求する対価である」と定義している。CFV1とCFV2モデルにおけるリスク負担のコストは、「企業固有の観点から測定されるリスク負担に対するコストである」と定義している。
- CFV3においては、単一のマージンが契約開始時の保険料に合わせて較正されたものとして計算されるため、保険料が保険負債をカバーするのに十分でない可能性

があり、従って負債の十分性テストが要求される。CFV3 モデルにおいては、各報告日における将来キャッシュフローの割引現在見積もり額のアップデートを通じて、発生する損失が反映されるため、負債の十分性テストは事後的には要求されない。CFV2 モデルでは、正味取引価格/純保険料(net transaction price) (と契約義務の履行コスト/ 保険債務の現在価値) の差額(difference from net transaction cost)がプラスになったとき (即ち、初日差額利得 (net day 1 gain) が算出される場合) にのみ (当該初日差額利得相当額を保険負債の一部として認識するために) 追加マージンが認識される。負の差異の場合には、将来キャッシュフローの割引現在見積額とリスク負担のコスト合計で負債が認識されるとともに、当該マイナス差異は損失として損益計算書において即時に認識される。

- 一時払い保険料への較正計算/調整は、比較的簡単な実務である。しかし、IASB と FASB は、分割払いにより複数年にかけて保険料が支払われる保険契約や、契約者が契約条件に従って保険料の増減ができる保険契約 (例: ユニバーサル型保険) についての調整アプローチについてはまだ議論していない。この点に関する検討は、更新/解約オプションに係る会計方針の原則について同意が得られた後で行われるものと思われる。